

令和 6 年第 5 回

# 君津市農業委員会議事録

令和 6 年 5 月 7 日（火）

## 令和6年第5回君津市農業委員会議事録

日 時 令和6年5月7日（火）午後4時00分から午後4時54分

場 所 君津市役所5階 大会議室

招集者 君津市農業委員会会長 鮎 川 正 幸

議 事 日程第1 会期の決定

日程第2 議事録署名委員の指名

日程第3 議案第 1号から議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第11号から議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第5 議案第14号から議案第15号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請について

日程第6 議案第16号 令和6年度第2次農用地利用集積計画について

日程第7 議案第17号 令和6年度農用地利用集積等促進計画案（令和6年5月）について

日程第8 報告第 1号から報告第 5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第 6号から報告第 9号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第10号から報告第11号 軽微な農地改良に係る届出について

報告第12号 地域計画（目標地図）の変更届出について

出席委員（13名）

1番 内 海 孝 夫

3番 水 野 徳 子

5番 笹 本 幸 恵

7番 神 子 純 一

2番 鮎 川 正 幸

4番 小笠原 武 男

6番 宇 野 真 弘

9番 小 泉 春 水

1 0 番 齊 藤 昇

1 2 番 長谷川 貢

1 4 番 石 井 和 美

1 1 番 重 田 忠 男

1 3 番 鈴 木 隆

欠席委員（1名）

8 番 溝 口 勝 美

出席した職員

|                 |         |
|-----------------|---------|
| 事務局長            | 安 田 禎 則 |
| 会計年度任用職員        | 白 石 勇 一 |
| 経済環境部農政課 企画調整係長 | 金 子 正 和 |

---

◎会長挨拶

会 長 皆さん、忙しい中、農業委員会への出席、御苦労さまです。

ゴールデンウィークも終わり、人出もコロナ前に戻ったような状況だというふうに聞いております。

米農家にとりましては、植付けの時期ということで大変忙しい時期を過ごされているというふうに思います。ほぼほぼ植付けのほうも大半の方は終わられているんじゃないかというふうに思いますが、まだ私は植付け半ばですけれども、大半の方はもう終わられていると思います。

今年は主食用米が非常に売れ行きがよくて、在庫も減っているというふうに聞いています。この減っている状況で、米価に反映されればいいなというふうに考えております。思っているというか希望しております。

今日も、前半で地域計画の打合せがありました。この後、6月からは話合いが本格化してまいりますので、農業委員の方、農地利用最適化推進委員の方協力で、各地域の目標地図が作成されるように思っております。御協力のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、総会に入ります。

---

◎諸般の報告

会 長 4月の総会以降の会議、行事等はございませんでした。

それでは、総会に入ります。

---

◎開 会

(午後4時00分)

議 長 開会をいたします。

ただいまの出席委員は13名でございます。よって、定足数に達しておりますので、令和6年第5回君津市農業委員会の総会を開会し、直ちに会議を開きます。

---

◎会期の決定

議 長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

会期は本日1日とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 異議ないものと認め、会期は本日 1 日と決定いたします。

---

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第 2、議事録署名委員について、会議規則第 16 条第 2 項の規定により、私から指名いたします。

10 番、齊藤昇委員、11 番、重田忠男委員の 2 名にお願いします。

---

◎議案第 1 号ないし議案第 10 号

議 長 日程第 3、議案第 1 号ないし第 10 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

白石会計年度任用職員 それでは、農地法第 3 条の許可申請について説明させていただきます。

議案第 1 号について説明いたします。

大野台地先の田 1 筆、面積 995 平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は相続で取得したが維持管理ができないため、譲受人は農業に新規参入するためです。

許可基準といたしまして、譲受人は新規就農となりますが、知人の農家の農作業を 2 年ほど手伝っておりまして、今後も地域の農家からサポートを受けることができるということでございました。

また、今回、農地と一緒に農地に隣接する住居を購入し、転居する予定となっております。

農機具はトラクター、管理機を知人から借用し、草刈り機は購入予定となっております。

農作業従事日数は 150 日を超える見込みとなっております、資格等については問題ないと思われます。

議案第 2 号について説明します。

小糸大谷地先の田 2 筆、面積 4,465 平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は体調が悪く離農したいため、譲受人は農業経営の規模を拡大したいためです。

許可基準といたしまして、譲受人は現在 3 万 261 平方メートルの農地を経営しており、農機具はトラクター、コンバイン、田植機、トラックを所有しております。

農作業従事日数は 150 日を超えており、資格等については問題ないと思われます。

議案第 3 号について説明をいたします。

西猪原地先の田 1 筆、面積1,489平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は離農したいため、譲受人は農業経営の規模を拡大したためです。

許可基準といたしまして、譲受人は現在 6 万7,321平方メートルの農地を経営しており、農機具はトラクター、田植機、コンバイン、草刈り機を所有しております。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思います。

次に、議案第 4 号について説明します。

旅名地先の畑 1 筆、面積231平方メートルを無償により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は農業をしていないため、譲受人は所有している畑の隣接地で 5 年前から管理しているためです。

許可基準といたしまして、譲受人は現在3,614.95平方メートルの農地を経営しており、農機具はトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、籾摺機を 2 名で共有し、精米機を所有しております。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われます。

議案第 5 号について説明します。

豊英旧倉沢地先の畑 2 筆、面積456平方メートルを無償により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は離農したいため、譲受人は農業経営の規模を拡大するためです。

許可基準といたしまして、譲受人は現在 1 万831平方メートルの農地を経営しており、農機具は、トラクター、田植機、コンバイン、自走式草刈り機を所有しております。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われます。

議案第 6 号について説明いたします。

西原地先の畑 1 筆、面積469平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由といたしまして、譲渡人は現在譲受人に貸し付けているため、譲受人は現在貸付けを受け、隣接する自己所有地と一体的に耕作しているためです。

許可基準といたしまして、譲受人は現在 1 万8,869.88平方メートルの農地を経営しており、農機具はトラクター、耕運機、動力噴霧器、軽トラック、草刈り機を所有しております。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われます。

議案第 7 号について説明いたします。

賀恵渕地先の田 3 筆、面積1,609平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由といたしまして、譲渡人は高齢で経営規模も小さく離農したいため、譲受人は農業経営規模を拡大し、経営の安定化を図りたい、です。

許可基準といたしまして、譲受人は現在5,832平方メートルの農地を経営しており、農機具はトラクター、耕運機、籾摺機、乾燥機、軽トラック、草刈り機を所有しております。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われます。

次に、議案第8号について説明します。

久留里市場地先の田1筆、面積208平方メートルを無償により所有権移転するものです。

申請理由といたしまして、譲渡人は高齢で県外に居住しており、耕作管理、維持が難しいため、譲受人は農業経営の規模を拡大するためです。

許可基準といたしまして、譲受人は現在9,064平方メートルの農地を経営しており、農機具は、トラクター、耕運機、軽トラック、草刈り機を所有しております。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われます。

議案第9号について説明いたします。

川谷地先の田5筆、面積1,649平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は相続したが高齢により耕作が困難なため、譲受人は新規に農地を取得し家庭菜園、果樹栽培をするためです。

許可基準といたしまして、譲受人は新規就農となりますけれども、川谷地先で譲渡人と一緒に1年半ほど野菜を栽培しており、今後も支援を受けることができるとのことでございます。今回、同地区内に譲渡人所有の住居と一緒に隣接する農地を購入し、移住を計画しているということでございます。農機具は、トラクター、草刈り機、運搬車を所有しております。

農作業従事日数は150日を超える見込みであり、資格等については問題ないと思われます。

次に、議案第10号について説明をいたします。

加名盛地先の畑1筆、面積128平方メートルを無償により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は遠距離に居住しており、営農が困難な状況であるため、譲受人は自作農地に隣接しており、ここで広く農地利用をするためです。

許可基準として、譲受人は現在7,396平方メートルの農地を経営しており、農機具は、耕運機、軽トラック、草刈り機を所有しております。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われます。

以上で、農地法第3条の許可申請の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果について、議案第1号、第2号について、6番、宇野委員からお願いいたします。

宇野委員 6番、宇野です。

議案番号1について説明します。

4月29日、譲渡人の方と代理人の方と3人でお会いし、話を聞きました。

譲渡人の方は、ここにも書いてあるとおり、相続をしたが自分は中島に住んでいて、とても管理できるような状態じゃないので、買ってくれる方を、貸すのではなくて買ってくれる方を探していて、この現地の場所が市宿に近いような場所なので、市宿で炭を焼いている方と知り合って、その方の紹介でここに譲受人の方と知り合うような形になったそうです。

譲受人の方は今、会社員をしていて、農業に興味があって、結婚していて子供いなくて、2人で農業をやっていきたいというような話です。農業をやるに当たっては、紹介してくれた炭をやっている人からいろいろ道具を借りたり、やり方を聞きながらやっていききたいというお話を代理人の方から聞きました。

特に問題ないと思われますので、御審議のほどよろしくお願いします。

続いて、第2号議案について、現地確認の結果をお話します。

譲渡人の方は、病気をして農業ができるような状態ではないそうです。ほかにも農地があって売買をして手放しているそうで、今回の譲受人の方はこの農地、農業をもちろんやっているんですけれども、その農地の回りの山林を所有している方で、山と一緒にこの農地も管理していきたいということと、地元の人ではない人に農地が渡ってしまうのをとても恐れていて、今回、この方が一緒に管理したいということで、この方が売買によって所有権を取得したいということでした。

特に問題ないと思われますので、よろしく審議のほどお願いします。

議 長 続きまして、議案第3号について、7番、神子委員からお願いします。

神子委員 7番、神子です。

議案第3号について御説明します。

詳細につきましては、ただいま事務局の説明のとおりです。

4月27日の午前10時に、譲渡人の〇〇さんと譲受人の〇〇さんに現地でお会いし、双方からお話を聞きました。

現地は、別冊3ページをお開きください。

小糸地区から清和方面に向かい、清和地区の最初の入り口である東猪原地区です。

譲渡人の〇〇さんは木更津市内で

議 長 個人名を

神子委員 大変失礼しました。譲渡人は木更津市内で会社勤めをしているため、この10年近くは母親が主となり、約1,500平米の農地を稲作中心に耕作してきましたが、昨年体調を崩し、老人ホームに入所してからは、今回の譲受人に全ての農地の耕作をお願いしてきたとのこと  
です。

一方、譲受人は専業農家としてさらに規模拡大の要望があり、この数年当該農地を耕作・管理してきたことから、今回の申請に至ったとのことであり、特段の問題はないと思います  
ので、よろしく御審査されるようお願いします。

以上です。

議 長 続きまして、議案第4号ないし第5号について、9番、小泉委員からお願いします。

小泉委員 9番、小泉です。

議案第4号について、詳細は事務局の説明のとおりです。

4月24日、譲受人と現地確認、聞き取りをしてまいりました。

場所の説明は、別冊4ページ御覧いただければと思います。

国道410号線を鴨川方面に向かって、旅名地先の左側に八百屋さんのあるところの真正面  
ですね、右側に100メートルほど入りますと、旅名の集落センターがありますけれども、そ  
の真裏になります。

譲受人は隣接した農地で野菜を栽培していて、草が生えて荒れているその当該地を5年ほ  
ど前から草刈りをしていたということです。

譲渡人のほうから、管理できないのでもらってくれないかという話ですかね、あったとい  
うことで引き取ることになったと。里芋でも栽培しようかなという形のことを考えていると  
いうことでした。地元の農家でもあり、何ら問題はないものと思われます。

続いて、議案第5号ですが、詳細は事務局の報告どおりですけれども、やはり24日に譲  
受人と現地確認と聞き取りをしてまいりました。

地図的には別冊5ページを御覧いただいて、場所は国道410号線、鴨川方面に向かいます  
と、新豊英トンネルですか、そのちょうど手前から旧道を右に上がったところになります。  
約400メートルほど上りますと、右側に50メートルぐらいですかね、入ったところの農地に  
なります。ちょうどトンネルの真上という感じになるんですけれども、現地は既に自然薯を

栽培したいということで、栽培するための床づくりが完了しているような形に見受けられました。

近隣への影響も全くないと思われますし、地元の農家でもあり、何ら問題はないものと思われますので、よろしく御審議お願いいたします。

以上です。

議長 続きまして、議案第6号ないし第7号について、10番、齊藤委員からお願いします。  
齊藤委員 では、10番、小櫃の齊藤です。

議案番号6番、7番、続けて報告いたします。

議案番号6番、申請内容につきましては、事務局方より説明があったそのとおりでございます。

5月2日、午後より譲渡人と譲受人、2人に連絡しまして、現地で聞き取りいたしました。

現地ですけれども、もう数年前から譲受人の方が借りている状況で、現地はパイプハウスが建ってまして、今現在インゲン豆を栽培しておられます。この譲受人もまだ若い子で、インゲン豆が終わった後、ストックという花をまた続けてやるそうで、農業に意欲のある方だと思っています。自分も野菜組合でちょこちょこ顔を見るんですけれども、頼もしい限りだと思います。

そして盛んにやっていますので、この農地の所有権移転について何も問題ないと思われますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案番号7番、こちらは5月3日の午後から譲受人と現地を確認してきました。

さっき、6番目のもの、場所言いませんでしたけれども、7号議案の現地の場所なんですけれども、小櫃のJAきみつの小櫃に味楽園という直売所があります。それから西のほうに向かって1キロぐらい行った田んぼの中の田んぼといいますか、そういう現場です。これは譲受人が数年前からやはりずっと借りて、耕作をしていたということです。譲渡人のほうはもう農業をする気がないということで、また規模も小さく、離農をしたいということで、所有権移転となったそうです。

この件についても、何ら問題はないと思われます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議長 続きまして、議案第8号ないし第9号について、12番、長谷川委員からお願いしま

す。

長谷川委員 12番、長谷川です。

第8号なんですけれども、先月総会の席で上がった方と同じです。ちょっと手続上、若干遅れたということで今回申請したものでございます。

場所につきましては、久留里駅から月崎方面に向かいまして、上総聖苑の入り口の反対側になります。面積について208平米ということで、前回4月29日に代理人と現地確認を行いまして、前回もお話したんですけれども、譲渡人が東京に居住しておりできないということで、無償譲渡なんですけれども、譲受人につきましては、前回と同じ亀山のほうで農業をやっている方が引き受けるということですね。

現地につきましては、特に問題ありません。隣接者の方が草刈り等管理しておりまして、すぐ耕うんすれば植付け可能な状態になっております。野菜等の栽培をしていきたいと、前回と同じように話しておりました。

不許可の要件に当たるものはないと思われまますので、特に問題ないと思われまますので御審議のほうよろしく申し上げます。

第9号ですね、川谷地先ということで、これも同じなんですけれども、さっきの先になります。県道大多喜君津線の御腹川の橋を渡った先を右折したところになります。

これも4月29日、代理人とお会いしまして、現地を確認しております。譲渡人は市原に居住しており、川谷の住居があるんですけれども、今度の譲受人が住宅を購入して、隣接の農地も購入して野菜を栽培したいということですね。現在、譲渡人と一緒に野菜の栽培を行っております。これも確認してきております。

特に問題ないと思われまますので、今後についてもこの方から支援を受けられるということですので、不許可の要件に当たらないものと見られ、特に問題ないと思いまますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

議長 続きまして、議案第10号について、13番、鈴木委員から申し上げます。

鈴木委員 13番、鈴木でございます。

議案番号第10番について御説明いたします。

申請内容の詳細につきましては、事務局説明のとおりでございます。

申請地ですが、別冊10ページをお開きください。

地図の左側に、小櫃川に近く大盛橋というのがありますが、その大盛橋から200メートルほど行った清水トンネルの入り口手前を左折しまして、加名盛の集落に入ります。1キロメ

ートルほど行った清水トンネルの上でございます。

4月25日に、譲受人の代理人と現地で聞き取り調査を行いました。現況は山の上の畑で耕作はされていませんが、よく管理されております。譲渡人は相続によりこの土地を取得しましたが、遠方に生活拠点があり、耕作もできないので、父の弟である譲受人に遊休農地を有効に活用してもらいたく、無償にて譲り渡すとのことであります。

譲受人は自宅の家に隣接するこの土地を取得して、広く農地を利用したいとのことであります。

特に問題はないと思われまゝす。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

議長 長 ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたらお願いします。

(発言する者なし)

議長 長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第4号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第5号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第 6 号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第 7 号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第 8 号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第 9 号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第 10 号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

---

#### ◎議案第 11 号ないし議案第 13 号

議 長 日程第 4、議案第 11 号ないし第 13 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

白石会計年度任用職員 それでは、議案第 11 号について説明をいたします。

議案書の 4 ページを御覧ください。

大井地先の田 1 筆、1,126平方メートルのうち686平方メートルを使用貸借により農業用駐車場へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第 1 種農地相当の農振農用地となります。本来、第 1 種農地では転用が認められませんが、農地法施行令第 4 条第 1 項第 2 号イ及び第 1 1 条第 1 項第 2 号イ、農地法施行規則第 3 3 条本文において、農業用施設、農畜産物処理加工施設などの地域の農業振興に資する施設の用に供する場合、農業用施設等の管理・利用のために必要不可欠な駐車場・トイレなどは適切な規模であれば認められます。

また、本議案は、令和 6 年 1 月 2 9 日に観光イチゴ園の駐車場として一時転用許可がなされているもので、現状は計画のとおり利用されております。一時転用許可後の恒久転用につきましては、事業継続の必要性から恒久転用の許可申請が行われた場合、許可内容どおりに転用行為がなされていること、周辺の土地への被害などが生じなかったこと、効率的な土地利用がなされており、恒久転用後に永続的な土地利用が図られると見込まれること、以上確認の上に認められるものです。

議案第 1 1 号については以上です。

次に、議案第 1 2 号について説明します。

山滝野地先の田 1 筆、面積1,160平方メートルと畑 1 筆、面積79平方メートル、計1,239平方メートルを所有権移転により資材置場へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第 2 種農地相当となります。用水、排水はなく、雨水は自然浸透とします。工事中は、周辺に配慮し安全に行います。隣接地に農地はありませんが、周辺環境に配慮いたします。

次に、議案第 1 3 号について説明いたします。

黄和田畑地先の田 1 筆、面積1,254平方メートルを太陽光発電施設へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第 2 種農地相当となります。

譲受人は太陽光発電施設を設置する計画で、埋立て等を行わず、整地のみ行い、パネルを 167枚設置する計画です。雨水は敷地内自然浸透となります。

工事中は、敷地内のみで建設機械を使用します。道路への出入りの際は、誘導員による安全確保を行います。工事後は 1 メートルフェンスの設置をすることで、周囲からの侵入を防ぎます。斜面の設置はしないため、土砂崩れなどの心配はありません。フェンスは周辺農地に影響が出ないようにメッシュ状になっております。また、架台は短く太陽光パネルの設置位置は低くなることから、隣地の日射の妨げはございません。

以上で、事務局の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いします。

議長 長 事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果について、議案第11号について、5番、笹本委員からお願いします。

笹本委員 5番、笹本です。

第11号議案について御報告します。

詳細は、ただいま事務局からの説明のとおりです。

場所ですが、別冊11ページを御覧ください。

紙面真ん中あたりに、中村橋があります。その前を上から右方向に、県道92号線があります。中村橋前から右方向に100メートルくらい行ったところを右折し、50メートルくらい入った左側に申請場所があります。

4月25日、夕方に代理人の方からお話を伺い、現地の確認をしました。申請地は令和6年1月に一時転用許可を受けた場所で、きちんと農業用駐車場として使用されていました。駐車場が新設されたことで来園者の方もスムーズに車を止めることができ、道路の渋滞は以前より緩和されたのではないかと思います。

観光農園を営んでいる以上、駐車場は必要不可欠であり、恒久転用されることに特に問題はないと思われます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

以上です。

議長 長 続きまして、議案第12号について、13番、鈴木委員からお願いします。

鈴木委員 13番、鈴木でございます。

議案番号12番について御説明いたします。

申請内容につきましては、事務局説明のとおりでございます。

申請場所ですけれども、別冊12ページを御覧ください。

地図の左上部のほうに、大江戸温泉物語君津の森ホテルの入り口があります。そこから市道、地図の下の方に1.3キロほど行きますと、県道久留里鹿野山湊線と合流いたします。久留里方面に向かい、300メートルほど行ったところの左側でございます。

4月25日に、代理人と現地の調査をいたしました。登記簿上は田んぼ、畑となっておりますけれども、ここ10年以上は耕作された形跡がなく、耕作放棄地の状態でございます。

譲渡人は現在の状況で相続によりこの土地を取得しましたが、後継者がいないため今後の維持管理が困難であるので、売却するということでもあります。

譲受人は、宅地の分譲や建築工事の請負を行っている会社でございます。申請地の取得目的は、建築用の構造材木材、ブロック、U字溝等業務用の資材置場の確保のため取得することでございます。

隣接地に農地はなく、問題はないと思われます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長 続きまして、議案第13号について、14番、石井委員からお願いします。

石井委員 14番、石井です。

申請番号13号につきまして、説明いたします。

申請内容につきましては、事務局より先ほど説明のあったとおりでございます。

4月24日、太陽光発電設備につきまして、代理人同行にて現地を確認いたしました。

申請地であります、別冊13ページを御覧ください。

国道465号、名殿の信号を大多喜方面に向かいまして約8キロメートル進むと、蔵玉トンネルというのがあります。それを通過して、200メートルぐらい行った道路沿いの、右側の道路沿いになります。地目は田になっておりますが、草刈り等はしてありまして、休耕地となっています。また、近隣にも2枚ぐらいの田が、200坪ぐらいありますが、休耕地となっています。

特に問題はないと思いますので、御質疑のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議長 ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第11号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

それでは、議案第12号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第13号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願いま

す。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

---

◎議案第14号ないし議案第15号

議長 日程第5、議案第14号ないし第15号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

白石会計年度任用職員 議案第14号についてご説明いたします。

戸崎地先の畑1筆、面積2,955平方メートルの砂利採取事業に伴う一時転用許可後の計画変更です。砂利採取用地として、令和6年6月30日まで許可を得ておりましたが、令和7年6月30日までの計画変更申請がなされました。

周辺農地に対する影響は、これまで被害の報告もなく、問題ないと思われます。

次に、議案第15号について説明いたします。

寺沢地先の田1筆、面積3,299平方メートルの砂利採取事業に伴う一時転用許可後の計画変更です。砂利採取用地として令和6年6月30日まで許可を得ておりましたが、令和7年6月30日までの計画変更申請がなされております。

周辺農地に対する影響は、これまで被害の報告もなく、問題ないと思われます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長 ただいまの事務局の説明について質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第14号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第15号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

---

◎議案第16号

議長 日程第6、議案第16号 令和6年度第2次農用地利用集積計画についてを議題といたします。

なお、本議案については、私が関係する事案が含まれますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退室いたします。

議長を水野会長職務代理にお願いします。

(2番 鮎川正幸会長 退室、3番 水野会長職務代理 議長席へ)

水野職務代理 それでは、議長を務めさせていただきます。

議案第16号について、経済環境部農政課より説明をお願いいたします。

金子経済環境部農政課企画調整係長 議案第16号について説明いたします。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の附則第5条第1項の規定により、令和6年度第2次農用地利用集積計画の作成に当たり、農業委員会に御審議をお願いするものでございます。

お手元の議案書7ページを御覧ください。

利用権設定につきましては、君津地区10件、27筆、3万2,368平方メートル、小糸地区4件、4筆、6,933平方メートル、合計14件、31筆、3万9,301平方メートル。

以上でございます。

所有権移転につきましては、今回もございません。

個別の案件につきましては、議案書8ページから16ページに記載のとおりでございます。

今回の農用地利用集積計画でございますが、市では、令和5年4月1日より前の旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしているものと判断しております。

議案第16号に関する説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

水野職務代理 ただいまの説明につきまして、質問、御意見がございましたら挙手をお願いいたします。

(発言する者なし)

水野職務代理 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第16号について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

水野職務代理 挙手全員でございますので、本案は原案のとおり決定いたします。

議案第16号の審査が終了しましたので、鮎川正幸会長の入室を認め、議長の任を鮎川正幸会長にお返しいたします。

(2番 鮎川正幸会長 入室、3番 水野会長職務代理 自席へ)

---

### ◎議案第17号

議長 日程第7、議案第17号 令和6年度農用地利用集積計画案（令和6年5月）についてを議題といたします。

経済環境部農政課より説明をお願いします。

金子経済環境部農政課企画調整係長 議案第17号について御説明いたします。

このたび農地中間管理機構から市に対して、農用地利用集積等促進計画の案を作成し、提出するよう求めがありましたので、市で作成した令和6年度農用地利用集積等促進計画案（令和6年5月分）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、農業委員会の御意見をお伺いするものでございます。

差し替えのお手元の議案書18ページを御覧ください。

一括契約に基づく促進計画案の件数及び契約面積につきましては、小櫃地区4件、田46筆、4万9,253平方メートル、畑1筆、817平方メートル、合計47筆、5万70平方メートル。

以上でございます。

次に、機構、受け手間契約に基づく促進計画案の件数及び契約面積につきましては、小櫃地区1件、田3筆、4,497平方メートル。

以上でございます。

個別の案件につきましては、議案書19ページから24ページに記載のとおりでございます。

今回の農用地利用集積等促進計画案でございますが、市では、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たしているものと判断しております。

議案第17号に関する説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 ただいまの説明につきまして、質問、意見等がございましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第 17 号について、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は原案のとおり決定をいたします。

---

◎報告第 1 号ないし報告第 12 号

議長 長 日程第 8、報告第 1 号ないし第 5 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、報告第 6 号ないし第 9 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、報告第 10 号ないし第 11 号 軽微な農地改良に係る届出については、事務局長専決による書類を受理いたしました。

ただいまの報告第 1 号ないし第 11 号について、質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

議長 長 質問、意見等がないようですので、報告第 1 号ないし第 11 号を終わります。

次に、報告第 12 号 地域計画（目標地図）の変更申出について、事務局から説明をお願いします。

安田事務局長 それでは、報告第 12 号について御説明いたします。

本日冒頭、追加で報告案件をさせていただいたものでございます。

報告第 12 号につきましては、昨年度作成いたしました地域計画の目標地図について、土地所有者及び地域団体から変更の申出があったことから、変更した目標地図の素案を作成し、その目標地図素案について農業委員の意見を伺うものでございます。

先ほど説明したとおり、開いていただきまして、変更の素案につきましては、航空写真 1 ページ目が現行で、中央にあるところで緑色のマークが置いております。変更案につきましては、この緑の 2 筆についてを削除するというものです。

内容につきましては、事務所の建設を行うもので、計画に基づいて変更対象地である俵田地先の田 2 筆、1,615 平米を地図から除外いたします。

これによりまして、目標地図の概要につきましては、1 ページ目にあるとおり、現行 373 万 7,600 平方メートル、5,536 筆、変更案は 373 万 5,985 平米、5,534 筆という形になります。

目標地図に位置づける農業の担い手は、変更ないという形になります。

農業委員会といたしましては、目標地図の変更案の御意見を聞いた後、市長部局に提出さ

せていただきたいということになります。

御意見のほうよろしく願いいたします。

以上でございます。

議 長 事務局の説明が終わりました。

ただいまの報告第12号について、質問、意見等がありましたらお願いします。

(発言する者なし)

議 長 意見がないようですので、意見なしと付して地図の素案を市長に提出いたします。

---

◎閉 会

議 長 これをもちまして、令和6年第5回君津市農業委員会総会に付議されました議案及び報告については終了いたしました。

以上で閉会といたします。

次回の令和6年第6回農業委員会総会は、令和6年6月4日火曜日、市役所5階大会議室にて開催する予定でありますので、よろしくお願いします。

(午後4時54分)